

振動規制法に基づく規制基準の設定

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 6 時から午後 9 時まで） （単位デシベル）	夜間（午後 9 時から午前 6 時まで） （単位デシベル）
第一種区域	60	55
第二種区域	65	60

（備考）

- 1 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 2 「第一種区域」及び「第二種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域をいう。
 - (2) 第二種区域とは、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域をいう。